

# 日鉄マイクロメタル・グループ サステナビリティ行動規範

## 1.目的

日鉄マイクロメタル・グループ（以下「当社グループ」という。）は、最高水準の製品品質を追求するとともに、当社グループ及びサプライチェーンの事業活動が労働者の人権、労働安全衛生、環境及びビジネスに持続可能な価値をもたらすよう最善を尽くします。

この目標を達成するために、当社グループは、エレクトロニクスサプライチェーンの主要なサステナビリティ基準であるレスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範に基づき、当社グループのサステナビリティ行動規範を制定します。

## 2.適用範囲

当社グループ各社の全役員及び従業員は、本行動規範に基づき行動することが求められます。

## 3.ステークホルダーとの関係

当社グループは、顧客、取引先、従業員、株主・投資家、社会地域及びその他当社に関するステークホルダーからの信頼を得られるよう本行動規範に則り事業活動を行います。

## 4.行動規範

### A 労働

私たちは、RBA 労働基準、各国の労働法規及び顧客の要求事項を遵守します。

#### 1.強制労働の禁止

私たちは、自主的に応募してきた求職者のみを雇用します。強制、拘束（債務による拘束を含む）又は年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷又は人身売買による労働力を用いません。私たちは、全ての従業員との間で、（従業員が理解できる言語で書かれた）労働契約を締結します。私たちは、従業員に対して、会社施設及び会社が提供した施設への出入り、並びに施設内における移動の自由に不合理な制約を課さないものとします。

#### 2.若年労働者

私たちは、児童労働は、いかなる製造段階においても使用しません。また、私たちは、15歳以上の者（義務教育修了者）のみを雇用します。私たちは、若年労働者（18歳未満の労働者）を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させません。

#### 3.労働時間

私たちは、週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、残業時間を含めて週 60 時間を超えないように勤怠管理をします。また、7 日間に 1 日以上の日を設けるものとします。

#### 4.賃金及び福利厚生

私たちは、最低賃金、残業及び法的に義務づけられている福利厚生を含め、全ての適用される賃金に関する法令を遵守します。私たちは、全ての従業員に対して、同一条件・同一資格に対して同一賃金を支払うものとします。私たちは、懲戒・懲罰として賃金からの控除は行わないものとします。

#### 5.差別の禁止／ハラスメントの禁止／人道的待遇

私たちは、全ての従業員にとって、不快で、非人道的な待遇がないよう環境整備に努めます。

私たちは、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性又は性的表現、民族若しくは国籍、障害の有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、又は配偶者の有無に基づく差別又はハラスメントを行いません。私たちは、宗教的慣習や障害に対して合理的な配慮を図ります。



## 6.結社の自由及び団体交渉

私たちは、労働条件及び経営実践に関して、従業員及び／又はその代表者が、差別、報復、脅迫、又はハラスメントを恐れること無く、経営陣との開かれた意思疎通により見解を共有できるものとし、また、これらの原則に沿って、私たちは、結社・団体交渉・平和的集会を結成、参加、又は差し控える権利を尊重し、労使間でその方針及び手続について確認するものとし、また、

## **B 労働安全衛生**

私たちは、RBA 労働安全衛生基準、各国の労働安全法規及び顧客の要求事項を遵守します。

### 1.職務上の安全衛生

私たちは、労働者が安全衛生上の危険（化学物質、電気及びその他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険など）に晒される可能性を特定及び評価し、危険源の除去・置き換え、工学的対策、管理的対策を行うこと（一つ又は複数の対策の組み合わせ）により、リスクの軽減に努めます。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、更にこれらの危険に関連するリスクに対して、適切で正しく維持管理された個人保護具及び教材を提供します。私たちは、妊婦及び授乳婦や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うなど、ジェンダーに対応した対策を講じます。

### 2.緊急時への備え

私たちは、潜在的な緊急事態及び事象を特定、評価し、また、その影響を、（緊急事態発生に報告、従業員への周知及び避難手順、従業員の教育訓練を含む）緊急対策及び対応手順を実施することにより最小限に抑えるものとし、また、

### 3.労働災害及び疾病

私たちは、労働災害・疾病の予防、管理、追跡及び報告が適切に行われる体制を整備します。私たちは、従業員が報復を恐れることなく、客観的に差し迫った危険があると判断される職場から逃れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可するものとし、また、

### 4.産業衛生

私たちは、従業員が曝される(化学物質的・生物学的・物理的な)潜在的危険について、適切な設計、工学的及び管理による統制によって、排除・管理される体制を整備します。

### 5.肉体的に苛酷な作業

私たちは、手作業による原材料の取扱い、反復の多い力仕事、長時間の立ち作業及び極度に反復が多く厳しい組立て作業など、肉体的に過酷な作業に伴う従業員への影響を、特定・評価・管理します。

### 6.機械の安全対策

私たちは、生産機械及びその他の機械の安全上の危険を評価するものとし、また、機械により従業員が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック及び防護壁を設置し、適切に保守管理するものとし、また、

### 7.衛生設備、食事、及び住居

私たちは、従業員に、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、衛生的な食品の保存及び食事のための施設を提供します。また、私たちは、従業員に休憩スペースを提供します。

### 8.安全衛生のコミュニケーション

私たちは、従業員の安全衛生の確保のため、従業員の母国語又は理解できる言語で、適切な安全衛生トレーニングを提供し、安全衛生情報の周知するものとし、また、安全衛生関連の情報には、施設内に明確に掲示するか、従業員が確認、アクセスできる場所に表示するものとし、また、トレーニングには、該当する場合、性別や年齢など、関連する特性に特有のリスクに関する内容が含まれるものとし、また、



## **C 環境**

私たちは、RBA 環境基準、各国の環境法規、国際規格(ISO14000 等)及び顧客の要求事項を遵守します。

### **1.環境許可と報告**

私たちは、必要とされるすべての環境許可（例えば、放電監視）、認可及び届出を行い、最新の状態に保ち、その業務及び報告に関する要求事項を遵守します。

### **2.汚染防止と資源削減**

私たちは、汚染物質の廃棄・排出及び廃棄物の発生を、発生源において、又は、(汚染防止装置の追加、生産・メンテナンス・設備のプロセス変更、その他の手段の) 実践により、最小限に抑えるか、除去するものとします。

### **3.有害物質**

私たちは、人体及び環境に悪影響を与える化学物質及びその他の物質について、安全な処理、移動、保存、使用、リサイクル・再使用及び廃棄が確実に行われるよう適切に特定、ラベリング、管理するものとします。

### **4.固形廃棄物**

私たちは、固形廃棄物（有害物以外）の特定、管理、削減及び責任をもって廃棄又はリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施します。廃棄物データは追跡され、文書化されるものとします

### **5.大気への排出**

私たちは、稼働により発生する揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、及び燃焼副産物を、大気に排出する前に、必要な特性評価、定期的な監視、制御、及び処理を行います。私たちは、大気への排出管理システムの運用状況を定期的なモニタリングするものとします。

### **6.資材の制限**

私たちは、(リサイクル及び廃棄物のラベル付を含む) 製品及び製造における特定の物質の禁止又は制限に関する、全ての適用される法律、規制及び顧客の要求事項を遵守します。

### **7.水の管理**

私たちは、水資源の記録化、特性確認、監視のための水の管理プログラムを実施し、その使用及び排出をモニタリングし、水資源の節約・汚染防止に努めます。

### **8.エネルギー消費及び温室効果ガスの排出**

私たちは、全社規模の温室効果ガス削減目標を設定し、報告するものとします。私たちは、エネルギー消費並びにスコープ1及び2の全て、及びスコープ3の重要なカテゴリーの温室効果ガス排出量を追跡し、文書化して、公表します。私たちは、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費及び温室効果ガスの排出を最小化するコスト効率の良い方法を追求します。

## **D 倫理**

私たちは、RBA 倫理基準、各国の倫理法規及び顧客の要求事項を遵守します。

### **1.ビジネスインテグリティ**

私たちは、最高水準のビジネスインテグリティを維持するために、あらゆる種類の贈収賄、汚職、強奪横領及び利益相反行為を一切禁止することを方針として掲げます。

### **2.不適切な利益名の排除**

私たちは、賄賂又はその他の不適切な利益を得るための手段としての約束、申出、許可、提供又は容認を禁止します。また、腐敗防止関連法令の遵守のために、モニタリング及び施行手続を実施するものとします。

### 3.情報の開示

私たちは、全てのビジネス取引（活動）について、透明性を持って実行され、会計帳簿・記録に正確に反映されるよう努めます。

### 4.知的財産権

私たちは、知的財産権を尊重、技術及びノウハウの移転は、知的財産権が保護された方法により行われるようにします。

### 5.公正なビジネス、広告及び競争

私たちは、公正なビジネス、広告及び(独占禁止法・下請法など)競争の基準を遵守します。

### 6.身元の保護と報復の排除

私たちは、法律により禁止されていない限り、サプライヤー及び従業員の内部告発者の機密性、匿名性及び保護を確保するプログラムを設けるものとします。

### 7.責任ある鉱物調達

私たちは、製品に含まれる鉱物（タンタル、スズ、タングステン、金、コバルト）の原産地及び流通経路について、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」又は同等に認知されたデューディリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューディリジェンスを実施します。

### 8.プライバシー

私たちは、全ての従業員、顧客、サプライヤー、サービスプロバイダー及びその他の第三者の個人情報を保護するために合理的な措置を確保します。私たちは、個人情報の収集・保管・処理・移転・共有をする場合には、個人情報保護及び情報セキュリティに関する法令を遵守します。

## **E 管理体制**

私たちは、RBA 管理体制基準、各国の法規、国際的な基準(例えば、ISO9001、IATF16949)及び顧客の要求事項を遵守します。

### 1.会社の取り組み

私たちは、デューディリジェンス及び継続的改善への取り組みを明言する会社の社会的・環境的責任方針のステートメントを、経営幹部により決定し、公開し、(現地の言語で)社内で掲示します。

### 2.経営者の説明責任及び責任

私たちは、マネジメント・システムの実施を確実にしめるよう、上級管理職がマネジメント・システムの状況をレビューするものとします。

### 3.法的要件及び顧客の要件

私たちは、RBA 行動規範の要求事項を含め、適用される法律、規制及び顧客の要求事項を特定、監視及び理解するプロセスを実践するものとします。

### 4.リスク評価とリスク管理

私たちは、法令遵守、環境、安全・衛生及び労働慣行、並びに当社の業務に関連する倫理リスクを特定し、リスクを管理するプロセスを実践します。

### 5.改善目標

私たちは、業績目標、ターゲット及び実施計画を定め、改善状況を定期的に評価するものとします。

### 6.トレーニング

私たちは、能力開発担当管理職及び従業員が当社の方針、手順及び改善目標を実践し、また、適用される法規制の要求事項を遵守するためのプログラム整備するものとします。

## 7.コミュニケーション

私たちは、従業員、サプライヤー及び顧客に対し、私たちの方針、実践、期待及び業績に関する明確で正確な情報を伝達するためのプロセスを整備するものとします。

## 8.労働者／ステークホルダーの関与と救済プロセス

私たちは、RBA 行動規範に記載されている実践・条件に関する従業員の理解を評価し、フィードバック・違反を把握し、(報復を恐れることなく申立てのできる) 苦情処理メカニズムを含めた、継続的なプロセスを整備し、それにより継続的改善を実現するものとします。

## 9.監査と評価

私たちは、社会的・環境的責任に関連する法規制的要求事項、RBA 行動規範の内容及び顧客との契約上の要求事項への適合を確保するための定期的な自己評価を行うものとします。

## 10.是正措置プロセス

私たちは、社内外の評価、点検、調査及び審査によって特定された不備を適時に是正するプロセスを整備するものとします。

## 11.文書化と記録

私たちは、プライバシー保護のための適切な機密性を確保することに加えて、法規制の遵守及び会社規程・ルール・標準等への適合を確保するために、文書及び記録の作成と維持の方針を整備するものとします。

## 12.サプライヤーの責任

私たちは、RBA 行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの遵守を監視するためのプロセスを整備するものとします。

制定：2018年2月 2日

改定：2024年5月 9日

2025年9月17日